議会総務課
つくば市
29.11.20
収受
第514

請願29第10号

2017年11月20日

つくば市議会議長　　塩田　尚　様

国民健康保険都道府県単位化に伴い、つくば市国民健康税の値上げにつながる施策をしないことを求める請願書

請願団体代表

つくば市[redacted]

連絡先：090-[redacted]

請願団体

新しいつくばを創る市民の会

代表[redacted]

つくば市[redacted]

全日本年金者組合つくば支部

代表[redacted]

つくば市[redacted]

新日本婦人の会つくば支部

代表[redacted]

つくば市[redacted]

土浦民主商工会

代表[redacted]

つくば市[redacted]

つくば生活と健康を守る会

代表[redacted]

つくば市[redacted]

茨城保健生活協同組合つくば支部

代表[redacted]

つくば市[redacted]

【紹介議員】

山中真弓

北口ひとみ

【請願趣旨】

現在の国民健康保険（国保）は1961年にスタートした時から運営主体（保険者）は市町村と特別区とされてきました。しかし、2015（平成27）年5月の法改正により、2018（平成30）年度から保険者は都道府県及び市町村となり国保を共同運営することになりました。

茨城県は、2017年7月「茨城県国民健康保険運営方針」を決定しました。市町村実務の効率化、標準化、広域化や医療費適正化に向けた取り組みを推進していきます。茨城県は、医療給付費見込み、所得を加味した納付金を決定し、市町村毎に賦課します。また、国が提示する標準的な保険料算定方式に基づき県の標準保険料率を算出した上で市町村毎の標準保険料率を提示し、市町村はその標準保険料を参考にして保険料を決定する仕組みです。

この「運営方針」によれば、人口4万人以上の保険者規模の標準的な収納率の目標を９０％とし、見直し時期である2020（平成32）年度末の目標は９１％となっています。また、つくば市から茨城県へ保険料上納方式で納付金を１００％納めることが義務付けられています。

つくば市は2015（平成２７）年度１人当たり国保保険税は93,648円（県内６番目と高額）、2015年度収納率は90.67％ですが、滞納繰越分と合わせると収納率は66.52％となりました。

今後、つくば市の国保税が決められますが、国保の「都道府県化」で国保税の引き上げや取り立て強化が危惧されます。国保加入世帯は、「無職」「非正規の労働者」が増加している傾向です。「国保」は保険証１枚で「いつでも、どこでも、誰でも必要な医療が受けられる」社会保障であり、命の綱です。

市民の生活を圧迫する負担増にはならないように、市民の健康と生活を守るために、次のことを請願します。

【請願事項】

１、今まで通り一般会計からの法定外繰り入れを行い、国保保険税値上げを抑えてください。

２、今までの３方式（所得割・均等割・平等割）から２方式（所得割・均等割）の変更では家族が多い場合、大幅な負担増となりますので、３方式を継続してください。

３、「国保」におけるつくば市独自の免除・減免の制度を継続してください。